

福島地方水道用水供給企業団業務の状況について(平成30年5月公表)

平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の概要をお知らせいたします。

記

平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水市町数	3市3町
(2) 年間総給水量	40,000,323 m ³
(3) 一日平均給水量	109,590 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		4,578,636 千円
第1項 営業収益		3,497,716 千円
第2項 営業外収益		1,080,920 千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		4,740,714 千円
第1項 営業費用		4,223,948 千円
第2項 営業外費用		516,666 千円
第3項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,111,944千円は、過年度分損益勘定留保資金2,058,509千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,435千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		7,662 千円
第1項 負担金		7,662 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,119,606 千円
第1項 建設改良費		391,458 千円
第2項 企業債償還金		1,728,048 千円
第3項 予備費		100 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費	190,845 千円
(2) 交際費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、4,066千円と定める。